

物品売扱契約書（単価契約）

物 品 名												
単価契約金額 (1kg当たり)	別紙内説明細書のとおり											
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日											
物 品 所 在 地	大阪市東住吉区今林1-2-68 大阪市中央卸売市場東部市場											
契 約 保 証 金				百万			千					円
そ の 他												

上記物品の売扱いについて、売扱人と買受人とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記事項及び裏面記載の各条項によって公正な物品売扱契約（単価契約）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売 扱 人 大阪市中央卸売市場
東部市場衛生組合 組合長

印

買 受 人 住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

印

(総則)

- 第1条 売扱人及び買受人は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別冊の仕様書、明細書及び現物をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする物品の売扱契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 仕様書等に明示されていないものがある場合は、売扱人と買受人とが協議して定める。
- 3 買受人は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して売扱人と買受人との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して売扱人と買受人との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（法令上の責任）

- 第2条 買受人は、関係法令の規定を守らなければならない。

（契約保証金）

- 第3条 買受人は、この契約の締結と同時に、契約保証金を売扱人に納付しなければならない。
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額は、内訳明細書における契約予定金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、売扱人がその必要がないと認めたときは、買受人は、同項に掲げる保証を付することを要しない。

（契約金額）

- 第4条 この契約において、契約金額とは、1kg当たりの契約単価のことをいう。

（一般的損害等）

- 第5条 売扱物品（以下「物品」という。）の引渡し後に生じた一切の損害は、買受人の負担とする。
- 2 買受人は、債務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負う。

（数量報告）

- 第6条 買受人は、1月ごと（月の初日から同月の末日まで）の引き取った物品の内容物別の数量を、翌月すみやかに報告するものとする。

- 2 売扱人は、必要があると認めたときは、買受人の業務の履行に立ち会うことができる。

（売扱代金の納入）

- 第7条 買受人は、1月ごとに売扱代金（以下、「代金」という。）を、売扱人の発行する請求書により、売扱人に納入しなければならない。
- 2 前項の代金は、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額とする。
- 3 売扱人は、翌月10日までに買受人あてに請求書を送付する。
- 4 買受人は、前項の請求書を受けた月の月末までに、代金を売扱人の指定する口座へ納入しなければならない。なお、振込手数料については、買受人の負担とする。

5 買受人は、前項に規定する代金を納入期限までに納入しないときは、代金につき納期限の翌日から納入を完了した日までの日数に応じ、年 14.6%の比率により計算して得た額を、延滞損害金として、売扱人に支払わなければならない。

ただし、売扱人が天災等やむを得ない事情があると認める場合はこの限りではない。

(所有権の移転)

第 8 条 物品の所有権は、買受人が物品引渡場所から物品を引き取ったときに売扱人から買受人に移転するものとする。ただし、買受人が前条の代金を納入しない場合は、所有権移転は無効とする。

(物品の引取)

第 9 条 買受人は、売扱人と引き取りの日時について協議をする。

2 前項の引き取り日時以外にも、売扱人の指示があった場合、買受人はその指示に従わなければならない。

3 買受人は、引き取りにあたり、物品が周辺に散乱することのないよう心がけ、周辺に散乱させた場合は、速やかに清掃を行い清潔の保持に努めなければならない。

(瑕疵担保)

第 10 条 買受人は、売扱人が引き渡すままの形状で、全量責任をもって引き取ること。物品予定数量からの減、その他隠れた瑕疵があることを発見しても、代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(契約保証金の還付)

第 11 条 売扱人は、買受人が第 7 条及び第 9 条に規定する義務を履行したときは、買受人の請求に基づき、すみやかに契約保証金を還付するものとする。

(契約の変更)

第 12 条 売扱人は、契約内容を変更(単価契約金額を除く)する必要が生じたときは、売扱人と買受人とが協議のうえ、契約変更を行うものとする。

2 前項の協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、売扱人が定め、買受人に通知する。

(売扱人の解除権)

第 13 条 売扱人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
 - (2) この契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
 - (3) この契約の履行にあたり売扱人の指示に従わないとき又は売扱人の職務の執行を妨げたとき。
 - (4) 売扱人に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。
 - (6) 前各号のほかこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定によりこの契約を解除したときは、契約保証金は売扱人に帰属するものとする。
- 3 第 1 項の規定により契約が解除された場合においては、買受人は、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として売扱人の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定により契約を解除したときは、契約保証金を違約金に充当し、不足分を追徴するものとする。なお違約金を売扱人の指定する期間内に支払わないときは、売扱人は、その支払わない額に売扱人の指定する期間を経過した日から支払いの日まで年 14.6 パーセントの割合で計算した利息を付す。

(契約保証金による充当)

第 14 条 買受人が、この契約に定める義務を履行しないため売扱人に損害を与えた場合は、契約保証金をこれに充当するほか、不足のあるときは、これを追徴するものとする。

2 第 7 条第 5 項の規定による延滞損害金及び前条第 4 項の規定による延滞違約金は、契約保証金から充当することができる。

(権利譲渡等の制限)

第 15 条 買受人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ又はその権利を担保の目的に供することができない。

(提出書類の帰属)

第 16 条 買受人が売扱人に提出した書類についての一切の権利は売扱人に帰属する。

(順守事項)

第 17 条 この契約書に定めない事項であっても、物品売買上当然必要な事項については、買受人は売扱人の指示に従うものとする。

(協議)

第 18 条 この契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度売扱人及び買受人が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。